



記号

▲ 37.2	三角点	●	門
▲ 36.2	電子水準点	□	門
● 42.3	特設水準点	△	門
● 35.6	市立水準点	△	門
● 25.73	市立水準点	△	門
● 12.3	特設水準点	△	門
● 15.8	特設水準点	△	門

凡例

赤線	決定(変更)後	●▶	既定路線の起点
白線	既定	○▶	既定路線の終点
④	4車線	(嵩)	嵩上式

標準高は平成14年国土交通省告示第9号の規定による地区標準高(平面座標系)は、2011世界測地系に対応  
 投影は横メルカトル図法  
 図面に表示してある距離はキロメートル単位  
 方位は0.5キロメートル  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 等高線の間隔は2メートル

アシア航測株式会社調製

【この測量成果は、国土情報院長の承認及び助成を得て  
 関係者の測量結果を使用して得たものである  
 (測量番号) 平23- 第141号】  
 【この測量成果は、国土情報院長の助成をうけて得たものである  
 (助成番号) 平23- 第538号】

平成29年測量

1	1月	測量
2	2月	測量
3	3月	測量
4	4月	測量
5	5月	測量
6	6月	測量
7	7月	測量
8	8月	測量
9	9月	測量
10	10月	測量
11	11月	測量
12	12月	測量

